

平成24年11月1日

## 建設工事にかかる測量、設計等委託の 最低制限価格の算定方法について

本市では、平成18年度から建設工事にかかる測量、設計等委託のうち入札に付す予定価格が100万円以上の案件について、適正な履行の確保を図るため、最低制限価格を設定しています。

現在、予定価格、最低制限価格及び最低制限価格の算定方法を非公表としていたところですが、透明性及び適正性のより一層の向上を図るため、最低制限価格の算定方法を平成24年11月1日付けで下記のとおり公表します。

記

### 最低制限価格の算定方法

次の表の業種区分の欄に掲げる業種ごとに、当該契約の予定価格算出の基礎となる同表①から④までに掲げる額の合計額

業種区分	①	②	③	④	最低制限価格
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に国に準じた係数を乗じて得た額	—————	①～③の合計額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に国に準じた係数を乗じて得た額	諸経費の額に国に準じた係数を乗じて得た額	①～④の合計額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に国に準じた係数を乗じて得た額	一般管理費等の額に国に準じた係数を乗じて得た額	
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に国に準じた係数を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に国に準じた係数を乗じて得た額	諸経費の額に国に準じた係数を乗じて得た額	
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に国に準じた係数を乗じて得た額	一般管理費等の額に国に準じた係数を乗じて得た額	

<お問い合わせ>

八王子市財務部契約課

電話 042-620-7215